

# 旭山動物園売改札・団体受付業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 第1 公募の目的及び内容

---

### 1 目的

旭山動物園の開園期間において、各門での売改札・団体受付とともに、質の高い接客を行うことで、入園者に気持ちよく楽しく見学していただくことを目的とする。

### 2 業務内容

- (1) 業務名：旭山動物園売改札・団体受付業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容（詳細は別紙1「旭山動物園売改札・団体受付業務説明書」のとおり。）
  - ア 各門における売改札業務
  - イ 団体入園者の受付業務
- (3) 履行期間：令和8年4月12日から令和9年4月11日まで
- (4) 予算概要等

本業務に係る予算は、金 96,041,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあっては、予算の範囲内とすること。

※この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととします。また、予算案の減額があった場合には、仕様などを変更することがあります。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しません。

### 3 旭山動物園の概要

- (1) 施設名 旭川市旭山動物園（旭川市東旭川町倉沼 11-18）  
 (2) 入園者数

	夏期	冬期	合計
令和元年度	104万人	35万人	139万人
令和2年度	42万人	10万人	52万人
令和3年度	30万人	16万人	46万人
令和4年度	81万人	35万人	116万人
令和5年度	88万人	41万人	129万人
令和6年度	87万人	53万人	140万人

※新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言に伴う臨時休園

令和2年4月29日～5月31日

令和3年5月17日～6月20日、8月27日～9月30日

(参考) 各門別の入園者数（単位：人、R1 は外部販売分を除く）

		正門	西門	東門
令和元年度	夏期	451,528	174,324	392,574
	冬期	105,258	63,897	156,778
	計	556,786	238,221	549,352
令和2年度	夏期	214,726	86,609	113,903
	冬期	46,689	41,338	21,049
	計	261,415	127,947	134,952
令和3年度	夏期	160,340	59,999	82,449
	冬期	75,695	49,605	38,409
	計	236,035	109,604	120,858
令和4年度	夏期	410,701	164,377	237,913
	冬期	153,398	84,585	123,593
	計	564,099	248,962	361,506
令和5年度	夏期	449,823	154,060	277,388
	冬期	166,147	86,219	153,529
	計	615,970	240,279	430,917
令和6年度	夏期	428,963	192,320	266,266
	冬期	224,555	118,483	165,593
	計	653,518	310,803	431,859

### (3) 開園期間・開園時間

		開園期間	開園時間
夏期	①	4月29日（4月26日、27日又は28日が土曜日の場合はその日）から10月15日まで	9時30分から17時15分まで
	②	10月16日から11月3日まで	9時30分から16時30分まで
冬期	③	11月11日から翌年の4月7日（4月8日又は9日が日曜日の場合はその日）まで ただし、12月30日から翌年の1月1日を除く	

上記①～③の期間以外は休園期間

※ 開園期間は、変更となる場合があります。

※ 開園時間は、夜の動物園などイベントにより変更となる場合があります。

## 4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）において「警備・受付等（営業種目番号：3030）」のうち「受付、展示物案内・誘導（取扱品目番号：3035）」に登録されている者。
- (2) 入札参加資格者名簿において、等級格付が「A」又は「B」である者。
- (3) 旭川市内に営業の拠点がある者。（入札参加資格者名簿における「51 市内業者」又は「53 準市内業者」）
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく、指名停止を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

## 第2 応募手続等

### 1 受託候補者の選定

受託候補者の選定に当たっては、企画提案方式により、提案内容や応募者の実績等を総合的に審査し、最も優れた評価を得た応募者を受託候補者として選定します。

### 2 スケジュール（予定）

実施内容	実施日及び期日
公募開始	令和8年1月30日（金）
説明会	令和8年2月6日（金）午後2時
参加表明書提出期限	令和8年2月18日（水）午後5時
応募資格確認結果通知・企画提案書提出依頼	令和8年2月20日（金）
質疑応答書提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時
企画提案書提出期限	令和8年3月2日（月）午後5時
企画提案審査	令和8年3月10日（火）予定
企画提案審査結果の通知	令和8年3月中旬
契約締結	令和8年3月下旬

### 3 参加表明手続

参加希望者は、企画提案書の提出に先立って参加表明書及び関係書類一式を提出してください。

- (1) 提出期限：令和8年2月18日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所：旭川市旭山動物園管理事務所（〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼）
- (3) 提出方法：持参又は郵送

提出書類	備考
①参加表明書	様式1
②会社等の概要	様式2及び組織図
③履歴事項全部証明書	法務局発行のもので、発行後3か月以内の原本
④財務諸表	貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）

※様式2の内容に過不足がなければ、独自に作成して構いません。

### 4 説明会及び質問の受付等

- (1) 説明会の開催

本業務に係る公募型プロポーザルの応募に先立ち、説明会（説明及び質問）を次のとおり行います。出席を希望する場合は、「説明会申込書（様式3）」に必要事項を記入の上、期日までに持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。

ア 説明会日時：令和8年2月6日（金）午後2時

イ 説明会会場：旭山動物園管理事務所会議室（東門建物内）

ウ 提出期限：令和8年2月3日（火） 午後5時

(2) 質疑応答等

本プロポーザルについて質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書（様式4）により提出してください。

ア 提出期限：令和8年2月27日（金） 午後5時

イ 提出方法：電子メール又はFAX

ウ 回答方法：質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メール又はFAXにて回答します。

## 5 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出してください。

- (1) 提出期限：令和8年3月2日（月） 午後5時まで
- (2) 提出場所：第2の3(2)に同じ
- (3) 提出方法：持参又は郵送
- (4) 提出部数：10部
- (5) 提案書様式

ア 様式5のほか、必要な書類がある場合は添付してください。

※ 様式5の内容に過不足がなければ、独自に作成しても構いません。

イ 企画提案書及び添付書類は、原則としてA4サイズとしてください。

ウ 次の事項について、提案すること。

(ア) 事業要件について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 関連、類似業務の実績（過去5年間）</li><li>② 人材確保に要する最少日数<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務に従事できる人員数（配置可能な最多人数）</li><li>・スポット要員の手配に要する最少日数</li></ul></li><li>③ 賠償責任保険等の瑕疵担保能力</li></ul>
(イ) 専門性について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 接客、接遇に関する研修体制<ul style="list-style-type: none"><li>・社内で実施している研修（外部委託を含む）</li></ul></li><li>② 本業務を行うに当たって実施を予定している研修</li><li>③ トラブル処理に対するケーススタディ等</li></ul>
(ウ) 提案内容について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 売改札・団体受付業務における、平常時、混雑時の人員配置及び配置時間数（図面を利用して配置等を説明）</li><li>② 売改札業務における入園券の販売及び入園料の管理方法</li><li>③ 売改札・団体受付業務における、混雑時の対処方法</li><li>④ 業務責任者等配置人員の経歴及び実績</li><li>⑤ 優秀な人材確保の手法等</li><li>⑥ 従業員のモチベーション向上のための取組・体勢づくり等</li><li>⑦ 安定的に業務を遂行し、かつ継続的にサービスの質を向上させるための考え方及び取り組み</li><li>⑧ 制服のデザイン（イラスト・写真等で提示）</li></ul> <p>※令和8年度夏期・冬期それぞれの開園日数は以下を想定 夏期：189日、冬期：145日</p>
(エ) 価格について	本業務に係る費用 <ul style="list-style-type: none"><li>・予算の範囲内で詳細な積算内訳<ul style="list-style-type: none"><li>（人件費、交通費、事務用品費、制服代等）</li></ul></li><li>・当該業務の予定配置人数及び予定配置時間数</li></ul>

## 6 提出書類の要件及び取扱い

### (1) 提出書類の要件

次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

ア 本要領に定める申込期限（期間）、提出先及び提出方法について、全て適合していること。

イ 記載事項に不備や虚偽がないこと。

### (2) 提出書類の取扱い

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。

イ 提出書類等に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ 提出書類に記載された個人情報は、受託候補者の審査及び選定にのみ使用し、その目的以外に無断で使用することはありません。

オ 提出書類は、本プロポーザルに係る審査会に対し、提出された書類の全部又は一部を提供します。（個人情報を含む）

カ 著作権等の取り扱いについては、次のとおりとします。

(ア) 企画提案書等の提出書類の著作権は、作成した提出者に帰属するものとします。

(イ) 提出書類は、本プロポーザルを実施するための手続き及びこれに係る事務処理等において必要がある場合は、全部又は一部の複製等をすることができるものとします。

(ウ) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用には使用しません。

(エ) 市は、提出書類について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

### 第3 審査及び選定

---

#### 1 審査会の設置

本プロポーザルの審査については、「旭山動物園売改札・団体受付業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置します。審査会は、企画提案の審査の結果、最も優れた評価を得た者を受託候補者として選定します。

#### 2 資格等審査

##### (1) 資格の確認

第1の4「参加資格要件」及び第2の6(1)「提出書類の要件」について、旭川市旭山動物園において事前審査を行い、その結果を審査会へ報告します。

##### (2) 資格の通知

上記において確認した結果について、令和8年2月20日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書にて通知します。

併せて、資格を有する者に企画提案書の提出を要請します。

ア 資格があると決定された者については、資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨。

イ 資格がないと決定された者については、資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨。

##### (3) 理由の説明

資格がないと決定された者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができます。

ア 提出期限：令和8年2月25日（水）午後5時まで

イ 提出場所：第2の3(2)に同じ

ウ 提出方法：持参（郵送、電子メール又はFAXは不可）

エ 回答方法：文書を受け付けた日から3日以内に、文書で回答します。

（土・日曜日、祝日を除く）

#### 3 企画提案審査

審査会において、提出された企画提案書について提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）に基づき、次のとおり審査を行います。

##### (1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、持ち時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分とします。

イ プrezentation等は原則として企画提案書及び提出資料を用いて行うこととします。  
PC、プロジェクト等の使用も可としますので、機材については事前に御相談ください。

ウ 追加資料の配布は禁止としますが、提出資料と同一の図案や写真等を用いた説明用パネル等の使用は可能とします。

エ プrezentation等の説明者は、補助者を含めて2名までとします。

オ 欠席した場合、審査対象外とします。

カ 状況に応じ、オンラインでの審査会とする場合、その旨を通知します。

##### (2) 実施日時及び場所

第3の2(2)アにて示す企画提案書提出要請時に併せて通知します。

### (3) 得点の決定

各委員は、別紙2「審査項目及び評価基準」に基づき審査し、得点化します。この際、全ての者について、同点の者がないようにします。

### (4) 評価点及び順位点の決定

ア 各委員は第3の3(3)のとおり得点を決定し、その得点を評価点とします。

イ 上記評価点の高い者から1位、2位と順位を付け、次表「順位一順位点対照表」により順位点を決定します。

順位一順位点対照表

順位	1位	2位	3位	4位	5位
順位点	5点	4点	3点	2点	1点

(計算例)

		A者	B者	C者
委員X	評価点	65	80	60
	順位	2	1	3
	順位点	4	5	3
委員Y	評価点	60	90	75
	順位	3	1	2
	順位点	3	5	4
委員Z	評価点	80	75	65
	順位	1	2	3
	順位点	5	4	3
順位点合計		12	14	10
受託候補者順位		2位	1位	3位
評価点の平均		68.3点	81.7点	66.6点

### (5) 受託候補者の選定

ア 順位点の合計が最も高い者を、審査会合意の上、受託候補者とします。

順位点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、順位1位の数が多い者を審査会合意の上、上位とします。また、1位が同数ある場合は2位の数が多い者を上位とし、順次3位、4位の数で決定します。

なお、上記の方法によっても順位が決まらないときは、審査会の合議により決定します。

イ 全ての提案者において、各委員が採点した評価点の平均が6割に満たない場合については、受託候補者の選定を行わないこととします。

ウ 提案者が一者のみの場合においても、各委員が採点した評価点の平均が6割に満たない場合は、受託候補者の選定を行わないこととします。

#### 4 審査結果の通知

(1) 受託候補者を選定したときは、速やかに全ての企画提案者に対し、次の事項を通知します。

ア 受託候補者

イ 順位点（提案者が一者の場合は評価点とします。）

ウ 受託候補者については、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者にならなかつた者については、その理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 理由の説明

受託候補者にならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができます。

ア 提出期限：(1)の通知があつた日の翌日から起算して7日以内 午後5時まで

イ 提出場所：第2の3(2)に同じ

ウ 提出方法：持参（郵送、電子メール又はFAXは不可）

エ 回答方法：文書を受け付けた日から3日以内に、文書で回答します。

（土・日曜日、祝日を除く）

#### 5 審査結果の公表

受託候補者を選定したときは、次の事項を公表するものとします。

(1) 受託候補者

(2) 順位点（提案者が一者の場合は評価点とします。）

(3) 受託候補者の選定理由

(4) 審査の経過

## 第4 その他の事項

---

### 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者を失格とします。

- (1) 本要領第1の4「参加資格要件」を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 本要領で示した提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査前に各委員等の審査会関係者等に接触を求めるなど、選定の公平性を損なうような不誠実な行為を行った場合

### 2 契約に関する基本事項

#### (1) 契約の締結

受託候補者と協議を行い、内容について合意の上、本業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結します。ただし、受託候補者が第4の1のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとします。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しないこととします。

#### (2) 指定公金事務取扱者の指定

本業務の受託者は、業務の性質から地方自治法第243条の2（令和6年4月1日施行）の規定に基づく指定公金事務取扱者の指定を受ける必要があります。

必要書類については、契約の手続きにおいて別途提出していただきます。

#### (3) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除します。

#### (4) 契約書の作成の要否

要します。

#### (5) 支払条件

毎月後払いとします。

### 3 担当

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼

旭川市旭山動物園

電 話：0166-36-1104

F A X：0166-36-1406

e-mail : zookoho@city.asahikawa.lg.jp